

# ＝懲戒請求＝（選挙管理委員会の下治局長と岡次長に対し）

2018年2月26日(月)早朝

門真市 総務部人事課 北井孝代 課長 殿

申立人：門真市市議会議員 戸田ひさよし

連絡先：門真市新橋町 12-18-207

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

メール：toda-jimu1@hige-toda.com

## 【 1 : 懲戒請求対象者】

- |     |                            |    |      |
|-----|----------------------------|----|------|
| (1) | 行政委員会総合事務局（選挙管理委員会事務局）     | 局長 | 下治正和 |
|     | （本日 2/26 本会議を経て副市長に就任する予定） |    |      |
| (2) | 行政委員会総合事務局（選挙管理委員会事務局）     | 次長 | 岡一十志 |

## 【 2 : 懲戒請求事由】（岡次長の 12/27 総務建設常任委員会答弁に関する共同行為）

< 1 : 刑法での名誉毀損罪（刑法 230 条）への抵触 >

第 1 項：公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

（かつ両名の行為は「第 2 項」の免責事由に該当しない）

< 2 : 民法での名誉毀損（民法 709 条と 710 条）への抵触 >

民法 709 条：他人の権利ないし利益を違法に侵害する行為（不法行為）を行った者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わなければならない

民法第 710 条：他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

< 3 : 門真市職員の服務の宣誓への違反 >

・・・私は・・・公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として 誠実かつ公正に職務を執行する事を固く誓います。

< 4 : 門真市職員服務規程第 2 条への違反 >

・・・職員は市民全体の奉仕者として職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない。

< 5 : 地方公務員法第 32 条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反 >

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、・・・

< 6 : 地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）への違反 >

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

< 7 : その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）

## 【 3 : 懲戒請求事由の具体】（岡次長の 12/27 総務建設常任委員会答弁に関する共同行為）

≪ 1 : 下治局長の決裁を経て 12/7 総務建設常任委員会で岡次長が行なった答弁の問題部分 ≫

< 前提事実 > 当職は、2017 年 10/22 投票の衆院選において、門真市などの「大阪 6 区」で小選挙区に出馬した立憲民主党の村上史好候補の推薦によって、「衆院小選挙区の開票立会人」を務めた。  
（公明党の伊佐進一候補との一騎打ちとなり、村上氏は小選挙区では敗れたが比例復活で当選した）

2017年12/7(木)の総務建設常任委員会において、岡一十志・行政委員会総合事務局次長（以下、本文中では「選挙管理委員会事務局次長」とも記す）と公明党・武田朋久議員との間で、以下の質問と答弁が発言された。

【第1号証】 <<12/7 総務建設常任委員会での公明党・武田議員と選管の質問・答弁記録>>

岡次長の答弁は下治正和・行政委員会総合事務局長（以下、本文中では「選挙管理委員会事務局長」とも記す）の決済を経たものであり、下治局長と岡次長の共同行為である事は論を待たない。

なお、岡答弁のうちで名誉毀損罪等の「懲罰改請求事由に該当する部分」の文頭文末に、▲(1)、▲(2)、の印を付記した。

<<12/7 総務建設常任委員会での公明党・武田議員との質問・答弁の問題部分>>

○武田委員

まず、岡本委員が聞きました衆議院の総選挙について、私も聞かせていただきたいと思いますが、先般の10月22日執行の選挙におきましては、開票結果が出るまで、何か時間がかかったようではありますが、開票作業はどのような状況だったのかお教えいただけますでしょうか。

○岡行政委員会総合事務局次長

▲(1) 小選挙区の開票作業では、開票立会人のうち、お一方が確認作業の最初から投票用紙を1票ずつ点検をされましたので、その後の各候補者の得票集計ができない状況となり、開票結果の発表まで時間がかかる結果となりました。▲(1)

○武田委員

開票立会人のうち1人、1人ですね。どうでしょう、イエス、ノーで。

○岡行政委員会総合事務局次長

当初、スタートのときはそうでありました。

○武田委員

開票立会人が、投票用紙を1票ずつ確認した結果、何か指摘はありましたでしょうか。その指摘は、言える範囲で結構ですので、こういった内容でしたか。

また、そのような作業の進め方をしていると、当然、時間がかかってくると予想されますけれども、終了時間はいつだったかお教えいただけますでしょうか。

○岡行政委員会総合事務局次長

投票用紙の記載内容について、無効ではないかとの指摘がありました。具体的には1枚の投票用紙に政党名と候補者名が書いている場合などです。

開票終了時間ですが、小選挙区は午前2時40分でありました。

○武田委員

今の御答弁を受けて、小選挙区の投票用紙に政党名と候補者名が書いてある投票は無効になるものなのでしょうか。

また、その投票用紙はどのように処理しましたでしょうか。

ここまで開票時間が遅くなった例というのは、過去にどのくらいあったのかお教えてください。

○岡行政委員会総合事務局次長

投票の効力につきましては、公職選挙法により、「開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。」と規定をされておりますが、過去の判例から小選挙区の投票用紙に所属政党名と候補者名が書いてある投票は、有効と判断されております。

今回、指摘があった投票用紙につきましては、審査係にて判例に照らし合わせて有効、無効の判断を行い、開票立会人並びに開票管理者に確認をしていただき、適切に処理いたしました。

▲(2) また、開票が遅くなった例といたしましては、平成12年の衆議院議員総選挙におきましても同様の理由で開票終了時間が午前2時50分となっております。▲(2)

~~~~~  
◀ 2 : ▲(1) が名誉毀損罪等に該当する理由 ▶

- 1 : 既に 2/23(金)提出の「選挙管理委員会の下治局長と岡次長、白川課長補佐に対する懲戒請求」で明らかにしている通り、10/22 衆院選小選挙区の開票集計作業が大幅に遅れたのは、
- (1) 選管が「2000 年衆院選での失敗事例の教訓をしっかりと踏まえて、開票立会人に「有効票・無効票の判断基準の資料」を「参考資料」として配布し、その内容説明をしておく事を怠ったために、立会人のひとりとの判断のずれが生じてしまった。
  - (2) 開票作業が始まってから、立会人のひとり (=当職) が政党名併記や敬称併記、諸記号併記の票を他事記載としてはじめて、選管に対して「こんな票がどんどん出て来るとは、職員の仕訳がおかしいではないか」と何度も抗議したが、選管職員はそれに対して全く何も答えず、「職員に対してどういう判断基準で票を判断させているか」の具体的説明もしなかったために、当職の不信感を増大させた。  
そして選管が「それは有効票になります」という説明をして解決するまでに多大な時間を浪費した。  
ためである。
- 2 : 加えて開票現場において、選管が選挙長や選挙管理委員らに対して当然伝えておくべき「2000 年衆院選での 100 票超の他政党票混入事件」の事、それが「開票立会人の一票ごとの点検によって初めて発見された」事、門真市の事務改善 (旧名「行政事例集」。以下、「失敗事例集」とも記す) に記載されて門真市職員の必須知識にされている事などを全く伝えていなかった事も明らかになり、当職の「選管への不信感」はさらに高まり、その分余計に「票の点検を厳格にしなければ」、という意識が強まった。
- 3 : 当職の「厳格な票の選別」は、その当初から他の 2 人の開票立会人 (公明党の後藤太平市議、石橋章一氏) と終始意見交換や協議をしながら行なったものであり、寺前章選挙長 (選挙管理委員会委員長) と 2~3 度激しい言い合いはあったものの、寺前選挙長から停止を命じられる事も無く、最後まで一体となって開票集計作業を完遂したものである。
- 4 : 上記 1 : 2 : 3 : の事実は、2/23(金)提出の「選挙管理委員会の下治局長と岡次長、白川課長補佐に対する懲戒請求」への添付動画  
【甲第 2 号証：動画：USB で提出】③~34 「無修正動画 30 本」  
【甲第 2 号証：動画：USB で提出】35~45 「一部短縮動画 13 本」  
を見れば明らかである。
- 5 : しかるに▲(1) において 1 : 2 : 3 : の重要事実に全く触れずに、「開票立会人のうち、お一方が確認作業の最初から投票用紙を 1 票ずつ点検をされましたので、その後の各候補者の得票集計ができない状況となり、開票結果の発表まで時間がかかる結果となりました。」として、当職ひとりが開票作業遅れの原因者だった、との「虚偽」を「市議会の総務建設常任委員会という公開の場」で、「議事録として公開され、永久保存される記録」に記す事は、当職を侮辱し、信用失墜させ、名誉を毀損する行為であり、断じて容認できない。
- 6 : なお岡次長答弁では開票立ち会人としての当職の氏名は言わずに、「開票立会人のうち、お一方」という言い方をしているが、「実質的には当職 (戸田ひさよし) を名指ししている」ものであり、当職を侮辱し、信用失墜させ、名誉を毀損するものである。  
それは、「当職が 10/22 衆院選で村上氏側の開票立ち会人を務めた事」が
- (1) 10 月段階から当職のHP で大々的に公表され、開票立ち会い作業の実態を動画や掲示板記事で多数アップしている。
  - (2) 2017 年 12 月議会の当職の一般質問で、◀件名 3 : 私も開票立会人をやった今衆院選で、選管の不十分さにより結果発表が深夜 3 時近くになった件について▶、としてこの問題を取り上げて本会議質問を行なった。  
【第 2 号証】 戸田の本会議一般質問の通告書 (2017 年 12/11(月)提出)  
【第 3 号証】 12/19 本会議での戸田の一般質問の本件該当部分の議事録コピー  
ので、「公知の永久保存される事実」となっているからである。

### ＜ 3 : ▲(2) が名誉毀損罪等に該当する理由＞

1 : ▲(2) で持ち出されている「平成12年の衆議院議員総選挙」＝「2000年衆院選挙の事例」とは、

< 1 > 2000年6月25日の衆院選挙比例区開票作業で、自民党の100票束5コとされた中に、実は自由党の100票束1コが混じっていたり、自民党の100票束の中に、民主党の票が12～3票混じっていた＝つまり「112～113票も自由党票が自民投票にすり替えられていた」、という大事件！

< 2 > これは当時初めて開票立会人（社民党推薦で）を務めた当職（門真市議の戸田）が、一票一票をめくって点検するという「尋常ならざる努力」をした事によって初めて発見された。  
＝この当職の「尋常ならざる努力」が無かったら、「自民党が自由党に対してプラスマイナスで200票、民主党に対してプラスマイナスで24～26票もの差を付けて得票の水増されてしまう」選挙不正が、誰にも気付かれずになされてしまっていた。

< 3 > 「立会人の所に行く前に職員が5重にチェックするから、票のすり替え・混入なんてあり得ない」と考えていた選管も他の立会人や選挙長も大ショックとなった。

< 4 > 当然ながら「他にもすり替え・混入がないか」と慎重な点検が続けられた結果、作業に長時間をよしたが、「それ以外にはすり替え・混入はない」事が確認されて、開票点検作業が終了した。

< 5 > しかし「その原因は何だったのか」については、当日もその後も、門真市が総力を挙げて調査したが、ついに原因を突き止める事はできなかった。

という、「門真市の選挙史上類を見ない大不祥事」である。

2 : この時の当職の「開票立会人としての努力の程度」は、「開票立会人として通常程度の努力」をはるかに越えた「尋常ならざる努力」であった。それは、

- (1) どの立会人も票束をいちいちめくって調べたりはしない慣例の中で、
- (2) エアコンも無く扇風機がごくわずかに回っているだけでの蒸し暑い開票所（旧市民体育館）で、みなダラダラ汗を流しながら、「早く終われ、いつまでしつこく点検してるんだ、早く帰りたい!」、という視線を浴びせて来る中で、
- (3) 「開票結果を早く出す自治体が能力の高い自治体だ」という、世間的マスコミ的風潮が強い中で、
- (4) それらの「空気」と敢然と闘って、「選挙戦の最後の闘争・公正選挙のための点検活動」として、ただひとり、「一票一票の点検」を貫徹した、

というものである。

こうした当職の「尋常ならざる努力」によって初めて112～113票もの票すり替え・混入が発見されたのである。

当職のような「尋常ならざる努力をする立会人」が現れる以前の時代では、こうした100票超もの票すり替え・混入は、もしかしたら状態的にあって、誰もそれに気付かずにいただけかもしれない、とも考えてもおかしくない。

3 : これほど大量の票のすり替え・混入の発生を許し、しかも最後までその原因を全くつかめず、「迷宮入り」させてしまった門真市当局・選管は、「市民や社会に対して土下座して謝罪すべき立場」にあり、

一方、「尋常ならざる努力」によって票のすり替え・混入を発見し、もってその後の「不正抑止」と職員研修や事務改善に絶大な貢献もした当職は、「立会人の鑑」として「門真市から感謝状を贈られても当然」の地位にある。

4 : 従って、議会で公明党・武田議員から「ここまで開票時間が遅くなった例というのは、過去にどのくらいあったのかお教えてください」、と質問された場合に選管が行なうべき答弁は、

「今回のほかに開票が遅くなった例といたしましては、平成12年の衆議院議員総選挙で、開票終了時間が午

前2時50分となった事例がありますが、

これは当時の比例区開票立会人の熱心な点検によって、ある政党の票束の中に他の政党の票が100票超もすり替え・混入している事が発見されて、慎重な点検が続けられたという、選挙の公正を揺るがす大事件が発生したためであり、『開票時間が遅くなった例』として論じるのは適切ではないと考えます。』との答弁である。

- 5：しかるに岡次長は全く話をすり替えて、「開票が遅くなった例といたしましては、平成12年の衆議院議員総選挙におきましても同様の理由で開票終了時間が午前2時50分となっております。』、と答弁している。この「同様の理由で」とは、質問・答弁の文脈の流れからして、「今回の10/22衆院選開票と同じく、開票立会人のひとりが確認作業の最初から投票用紙を1票ずつ点検したので、その後の各候補者の得票集計ができない状況となったため」という認定を述べたものに他ならず、この答弁は、「2000年衆院選で尋常ならざる努力を払って1票ずつ点検し、112~113票もの票のすり替え・混入を発見して選挙の公正を守った開票立会人＝戸田」に対する度し難い侮辱と名誉毀損であり、あまりに酷い事実歪曲である。
- 6：なお岡次長答弁では2000年当時の「1票ずつ点検した開票立会人」の氏名は述べていないが、それが当職＝門真市議の戸田である事は、2000年衆院選当時から現在に至るまで、門真市の全ての幹部職員と議員が周知している事である。その理由は、
- <1>開票作業で発覚した事柄を、自分のHP掲示板で公表し、直後の2000年7/6本会議での一般質問で取り上げる事を通告して市と答弁協議をやり、それをHP掲示板でも公表していた。  
※7/16本会議での質問自体は、全く別の事情での「議長からの発言禁止命令」を受けて出来なくなってしまった。そのいきさつも掲示板に載せている。
- <2>この「2000年衆院選事件」が、「末代まで教訓として伝えられるべき重大事件」だったのに、2008年4月から選管事務局長になった人がこの重大ミスを全く伝達されていない事が判り、それに衝撃を受けた「これではいけない!」とが発案したのが「失敗事例集の作成」であり、直近に発覚した税金請求ミス事件も織り込んで、2008年9月議会で「件名3:『行政実務の失敗例集』を作るべきことについて」として本会議質問をし、市が年度中の作成を約束して制度をスタートさせたものである。
- (第4号証) 2008年10/2 掲示板記事  
◀戸田の質問原稿3:『行政実務の失敗例集』を作るべきことについて▶  
<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=3953#3953>
- (第5号証) 2008年10/6 掲示板記事  
◇北口総合政策部長の答弁:『失敗学』にも触れ、失敗例集の今年度中作成着手を約束  
<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=3978;id=#3978>
- (第6号証) 2008年10/6 掲示板記事  
★戸田と北口部長との間で確認約束された事は・・・  
<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=3979;id=#3979>
- <3>この行政事例集は、2009年3月議会での私の本会議質問「1:『小さくてもキラリと光るまち＝門真』という特色づけについて」への市答弁の中で、「府内ベスト8に入るようなユニークな取組みベスト20の中の、8:『行政の成功・失敗例集の作成』」として市が答弁するほどの先進施策である。具体的には、職員交替があっても有効な今後の行政改善のために、当然にも5W1H(いつ・どこで・誰がどの部署が・何を・なぜ・どのようにしたのか?)を明示し、その時の報告書・顛末諸・謝罪文・決裁書類・報道記事などの資料も添えて、事件事故当時の状況が分かるようにして、具体的な再発防止策も含め、紙で作って各部署に保管させて新年度に引き継ぎ伝達できるようにする、同時に、電子データとしても作成して市HPに掲載して、庁内外からも見れるようにする、という画期的な制度である。近年になって「事務改善事例集」と変えて今に至っているが、この制度は「行政の事務や接遇のレベル向上やその全職員の意識化」に非常に役に立つ、全国でも希な優れた制度となっている。
- (第7号証) 2009年3/13 掲示板記事  
◆これが戸田の「最後の一般質問」だ! 冒頭の言葉と1:『キラリと光るまち＝門真』  
<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5116;id=#5116>

〔第8号証〕 2009年3/14 掲示板記事

↑北口総合政策部長の答弁：府内ベスト8的施策は40～50ある。うち20を挙げ・・・

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5131;id=#5131>

<4>しかし2009年度にスタートした内容は、当職との合意からはずれて非常にレベルの低いものだったので、それを厳しく批判して強く改善を要求していき、2009年3/24～2011年3/23までの2年間は事情があって議員失職していたが、2010年度からかなりの改善をさせていった。

当職が2011年4月市議選で議員復活して以降はさらに改善を進めていった。

その結果、・記載内容の詳細化、5W1Hの徹底、・西暦と元号の併記、・内容が分かり易いタイトル文、・添付資料の豊富化、・永久記録としての保存などが行われていったのである。

〔第9号証〕 2009年11/28 掲示板記事

▲こりゃ再発防止になるはずない！あまりにお粗末な市の「失敗例集」の裏切りに怒り！

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5435#5435>

〔第10号証〕 2010年2/23 掲示板記事

☆北口部長に3月中改善成作公表約束させた！戸田の1/28面談・文書を公表する。

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5484;id=#5484>

〔第11号証〕 2010年3/10 掲示板記事

★2/26 状況：作業管理稚拙・部署報告手抜きを注意、部長ら誠実対応し3/15公表を誓約！

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5499;id=#5499>

〔第12号証〕 2010年3/10 掲示板記事

◎市役所力アップのためにこれは絶対必要な事。嫌がられても今やらないともう出来ない

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5500#5500>

〔第13号証〕 2014年11/4 掲示板記事

ああ行政事例集！仰天の失敗例も希少な成功例も幾星霜。今は門真市だけの先進施策だが

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=8800;id=#8800>

〔第14号証〕 2014年11/11 掲示板記事

△「失敗例集」で検索するともっと出て来る「行政事例集」制度確立までのいきさつ

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=8801#8801>

<5>この「全国でも希な優れた制度」は、上記証拠文書に示されているように、「2000年衆院選開票事件」を体験した当職が、その大事件が2008年には選管局長の記憶にすら残っていない程に風化している事に衝撃を受け、「失敗事例集」制度の創設を発案し、2009年度から市に実施させ、その後数年間も心血を注いで点検と改善を重ねて「真に全国に誇れる制度」として育て上げてきたものである。

その事は、門真市HPで「事務改善事例集」を見たときに、

<http://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/gyosei/kaizenichiran.html>

「(2) 事務の取扱いに関するもの」では、全75例のうちの初期の21事例中で少なくとも実に16件が、当職が指摘して記載させたものであり、

〔第15号証〕 門真市HPの「事務改善事例集」

1～3ページの「(2) 事務の取扱いに関するもの」初期分21例

「(1) 市民への対応等に関するもの」では、全19例のうちの初期の7事例中5件が当職が指摘して記載させたものである、

〔第15号証〕 門真市HPの「事務改善事例集」

4ページの「(1) 市民への対応等に関するもの」初期分7例

という事実が如実に示されている。

もちろん初期以降も当職が記載させた例は沢山あるし、当職が記載内容を指導した例も沢山ある。

<6>こうした「事務改善事例集」の「(2) 事務の取扱いに関するもの」で「最も発生時期が古い事例」が、「2000年衆院選開票事件」であり、「失敗事例」としては「(1) 市民への対応等に関するもの」も含めて最も古い事例として上げられている。

ただし、事例集への収録は2010年3/30であり、添付資料は何もない。

〔第16号証〕：事務改善事例集の「2000年衆院選開票時の票束混入等の記録」

### {第15号証} 門真市HPの「事務改善事例集」

これはひとつには、市が当2009年度後半の当職からの強い要求を受け入れ、また「事案掲載は2008年度発生事案からを基本とするが、議員の求めがあれば古い事案でも掲載する」という、当職との合意事項に沿って掲載したものである。

「添付資料が皆無」なのは、先の述べた事情で議会質問が潰されて無くなったために議事録資料が存在しない事と、2000年当時は報道資料や答弁原稿を保存させられなかった事、そして2009年度後半当時の当職は非常に沢山の事案と資料の掲載を市に要求して「手一杯」だったため、2000年事件の文案を調整して押し込むので精一杯だったなどの事情による。

2010年度はまだ「議員失職中の一市民」であり、2011年度に市議復活して以降は、議員活動の多忙さと「2000年衆院選事件については、何度も職員に伝えているから、記述の詳細化や私のHP記事の資料としての添付をさせなくとも、この事件の重さと意味はちゃんと継承されていくだろう」と、選管への信頼感を持って来た。

それ自体は極めて「常識的な判断」だったと考える。

- <7>しかしその「常識的な判断」を裏切ったのが、今般の下治局長や岡次長の言動・議会答弁だった。それは、<開票立会人を務めた当職の「尋常ならざる努力」によって初めて112~113票もの票すり替え・混入という大事件が発見された、という2000年衆院選開票事件の本質>を、<ひとりの立会人によって開票作業が遅れてしまった事例>と歪曲して「選挙の公正を救った大功労者」である当職を侮辱し、また、この2000年衆院選開票事件が「門真市が全国に誇れる行政事例集制度」の「原点」になっており、その「原点」に立って当職が長い年月をかけて心血を注いでこの行政事例集制度を磨き上げてきた議員活動の歴史を侮辱・冒瀆するものであり、断じて許す事ができない!

### <<3：結論：名誉毀損罪等に該当するのは明白だ>>

以上の事から、下治局長の決裁を経て12/7総務建設常任委員会で岡次長が行なった答弁の問題部分▲(1)▲(2)の部分は、

- <1：刑法での名誉毀損罪（刑法230条）への抵触>  
第1項：公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は・・・
- <2：民法での名誉毀損（民法709条と710条）への抵触>  
民法709条：他人の権利ないし利益を違法に侵害する行為（不法行為）を行った者は・・・  
民法第710条：他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合  
・・・・・・財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。
- <3：門真市職員のサービスの宣誓への違反>  
・・・私は・・・誠実かつ公正に職務を執行する事を固く誓います。
- <4：門真市職員服務規程第2条への違反>  
・・・職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない。
- <5：地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反>  
職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び・・・規程に従い、・・・
- <7：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反>  
職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- <8：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）

に該当する。

従って、両名は厳しく懲戒されなければならない。

なお、本懲戒請求の審査と関係者の事情聴取が早急を実施されていく事を要求する。

以上

## 【証拠一覧表】

{第1号証} <<12/7 総務建設常任委員会での公明党・武田議員と選管の質問・答弁記録>>

{第2号証} 戸田の本会議一般質問問の通告書 (2017年12/11(月)提出)

{第3号証} 12/19 本会議での戸田の一般質問の本件該当部分の議事録コピー

{第4号証} 2008年10/2 掲示板記事

<<戸田の質問原稿3:「行政実務の失敗例集」を作るべきことについて>>

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=3953#3953>

{第5号証} 2008年10/6 掲示板記事

◇北口総合政策部長の答弁:「失敗学」にも触れ、失敗例集の今年度中作成着手を約束

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=3978;id=#3978>

{第6号証} 2008年10/6 掲示板記事

★戸田と北口部長との間で確認約束された事は・・・

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=3979;id=#3979>

{第7号証} 2009年3/13 掲示板記事

◆これが戸田の「最後の一般質問」だ!冒頭の言葉と1:「キラリと光るまち=門真」

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5116;id=#5116>

{第8号証} 2009年3/14 掲示板記事

↑北口総合政策部長の答弁:府内ベスト8的施策は40~50ある。うち20を挙げ・・・

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5131;id=#5131>

{第9号証} 2009年11/28 掲示板記事

▲こりゃ再発防止になるはずない!あまりにお粗末な市の「失敗例集」の裏切りに怒り!

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5435#5435>

{第10号証} 2010年2/23 掲示板記事

☆北口部長に3月中改善成作公表約束させた!戸田の1/28面談・文書を公表する。

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5484;id=#5484>

{第11号証} 2010年3/10 掲示板記事

★2/26状況:作業管理稚拙・部署報告手抜きを注意、部長ら誠実対応し3/15公表を誓約!

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5499;id=#5499>

{第12号証} 2010年3/10 掲示板記事

◎市役所力アップのためにこれは絶対必要な事。嫌がられても今やらないともう出来ない

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=5500#5500>

{第13号証} 2014年11/4 掲示板記事

ああ行政事例集!仰天の失敗例も希少な成功例も幾星霜。今は門真市だけの先進施策だが

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=8800;id=#8800>

{第14号証} 2014年11/11 掲示板記事

△「失敗例集」で検索するともっと出て来る「行政事例集」制度確立までのいきさつ

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=8801#8801>

{第15号証} 門真市HPの「事務改善事例集」

1~3ページ:「(2)事務の取扱いに関するもの」初期分21例

4ページ:「(1)市民への対応等に関するもの」初期分7例

{第16号証}:事務改善事例集の「2000年衆院選開票時の票束混入等の記録」